

# 障害者福祉サービスの概要


(令和5年8月1日～)

## 1 障害者手帳の種類

種類	対象者	備考
身体障害者手帳	肢体、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障害がある方等で、その状態が永続して、日常生活に著しい制限を受ける者	交付されると、福祉サービスの支援や、税金の優遇措置・交通費の割引等が受けられます。 ●窓口：
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者	福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4)
精神障害者 保健福祉手帳	精神疾患を有する者のうち、初診の日から6ヶ月以上経過しており、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者	(FAX 2 3-1 4 3 3) 各地域局 協働推進係

## 2 公共料金等の割引等

★サービス名	内 容
対 象 者 等 と 相 談 窓 口	
1. 所得税・市県民税等の所得控除	申告等により、障害の程度に応じて一定の金額の所得控除を受けることができます。 ※1月1日時点で手帳の交付を受けていることが条件です。
2. 自動車税（種別割） 軽自動車税（種別割）の減免	一定の要件に該当する場合、申請により自動車税（種別割）または軽自動車税（種別割）のいずれか1台が減免になります。 ※4月1日時点で車両の所有者であることと、手帳の交付を受けていることが条件です。
<p>対象等、詳細については下記へお問い合わせ願います。</p> <p>また、自動車税・軽自動車税については毎年度いずれかの窓口へ申請が必要になりますのでご注意ください。</p> <p>◎市県民税・軽自動車税（種別割）：税務課 市民税係（2 1-0 2 1 4）</p> <p>●所得税：高梁税務署（2 2-2 5 4 6）</p> <p>●自動車税（種別割）：岡山県備中県民局税務部（0 8 6-4 3 4-7 0 7 1）</p>	

★サービス名 ★割引率	対象者・窓口等
<b>3. 旅客鉄道運賃の割引</b>  ★片道 100km を超えるときに 割引率 5 割。	①か②のいずれかに該当する方が対象です。  ①第 1 種身体障害者または療育手帳 A を持たれている方とその介護者  ②第 2 種身体障害者または療育手帳 B を持たれている方  ●窓口：旅客業者へお問い合わせください
<b>4. 航空旅客運賃の割引</b>  ★割引率 25%	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持た れている方とその介護者  ●窓口：旅客業者へお問い合わせください （各会社によって内容が異なる場合があります）
<b>5. バス運賃の割引</b>  ★割引率 5 割	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持たれ ている方
<b>6. タクシー運賃の割引</b>  ★割引率 1 割	●窓口：バス・タクシー業者へお問い合わせください （各会社によって内容が異なる場合があります）
<b>7. 有料道路通行料の割引</b>  ★割引率 5 割	①～③のいずれかに該当する方が対象です。 ①第 1 種身体障害者で、本人または介護者が運転する場合 ②第 2 種身体障害者で、本人が運転する場合 ③療育手帳 A を持たれている方で、介護者が運転する場合 ※なお、サービスを利用する前に登録手続きが必要です。 ※自家用車を事前登録のうえ ETC 利用申請される方は、オンライン 申請も可能です。下記ウェブサイトにてご確認ください。 ・ <a href="https://www.expressway-discount.jp/">https://www.expressway-discount.jp/</a>    ●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3) 及び各地域局 協働推進係 ●オンライン申請：有料道路 ETC 割引登録係 TEL(0 4 5 - 4 7 7 - 1 2 3 3) FAX(0 4 5 - 4 7 4 - 1 1 1 0)

★サービス名	内 容
対 象 者 等 と 相 談 窓 口	
<b>8. 携帯電話料金の割引</b>	契約内容によっては、基本料金等の割引が受けられる場合があります。
①～⑤のいずれかの手帳・受給者証を持たれている方が対象です。	
①身体障害者手帳	
②療育手帳	
③精神障害者保健福祉手帳	
④特定疾患医療受給者証	
⑤特定医療費受給者証            など	
●窓口：携帯会社へお問い合わせください。（各会社によって内容が異なる場合があります）	

★サービス名	内 容
対 象 者 等 と 相 談 窓 口	
<b>9. NHK受信料の減免</b>	受信料の半額又は全額が免除されます。
①半額免除の対象者 契約者が世帯主でかつ視覚・聴覚障害もしくは他の身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持の場合。	
②全額免除の対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持たれている方が世帯構成員であり、かつ世帯全員の市県民税が非課税の場合。	
●窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3） 及び各地域局 協働推進係	
<b>10. 高梁市ケーブルテレビ利用料の減免</b>	受信料の半額又は全額が免除されます。
①半額免除の対象者 世帯主が視覚・聴覚障害による身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を持たれている場合。	
②全額免除の対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持たれている方が世帯構成員であり、かつ世帯全員の前年度市県民税が非課税の場合。	
●窓口：デジタル・未来戦略課 地域DX係（TEL 2 1-0 0 0 7 FAX 2 2-9 4 6 0）、 各地域局又は各地域市民センター	

<b>11. 青い鳥郵便葉書の無償配布</b>	毎年4月～5月頃、通常郵便葉書20枚が配布されます。
①か②のいずれかを持たれている方が対象です。 ①身体障害者手帳1級または2級 ②療育手帳A	
●窓口：各郵便局（簡易郵便局を除く）へお問い合わせください。	
<b>12. 図書資料宅配無料サービス</b>	自宅まで図書資料を無料で届けます。（返却送料も無料です）
①～③のいずれかを持たれている方で、図書館利用登録をされた方が対象です。 ①身体障害者手帳1級または2級 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級	
●窓口：高梁市図書館（TEL 22-2912 FAX 22-1115）	

### 3 障害年金・障害者手当

★サービス名	令和3年度支給額
対 象 者 等 と 相 談 窓 口	
<b>1. 障害基礎年金</b>	1級 年額 <b>795,000</b> 円×1.25+子の加算 2級 年額 <b>795,000</b> 円+子の加算 ※第1子・第2子がいれば <b>228,000</b> 円ずつ加算 ※第3子以降は <b>76,200</b> 円ずつ加算 ※子とは次の者に限る 18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者
①～③すべてに該当する方に支給されます。	
①障害の原因となった病気やけがの初診日が、次のいずれかの場合にあること。 ・国民年金加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間 （※老齢基礎年金を繰り上げて請求している方を除きます。）	
②障害認定日（初診から1年6カ月を経過した日又は1年6カ月以内に症状が固定した日）、または、20歳前に障害認定日に相当する日がある場合は20歳に達した日に、政令で定める1級又は2級の障害の程度に該当していること。（※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、65歳までに請求手続きを取られると、障害基礎年金を受け取れることがあります。）	
③初診日の前々月までに保険料納付済期間（免除期間含む）が、公的年金加入期間の3分の2以上あること。または、直近の1年間に保険料の未納がないこと。なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件を問いません。	
●窓口：市民課 戸籍係（TEL 21-0252 FAX 22-9370） 高梁年金事務所（0866-21-0570）	

2. 特別障害者手当	月額 27,980 円
20 歳以上で、著しく重度の障害が重複するなど、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の重度障害者	
●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3)	
3. 特別児童扶養手当	1 級…月額 <b>53,700</b> 円    2 級…月額 <b>35,760</b> 円
20 歳未満で、精神、知的、または身体に重度あるいは中程度の障害がある児童の生活の面倒を見ている人	
●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3)	
4. 障害児福祉手当	月額 <b>15,220</b> 円
20 歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童	
●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3)	
5. 心身障害児童年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害児 1、2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級 特別児童扶養手当 1 級                             . . . 年額 73,500 円</li> <li>②身体障害児 3 級、療育手帳 B(中度)、精神保健福祉手帳 2 級、 特別児童扶養手当 2 級                             . . . 年額 36,800 円</li> </ul>
精神、知的または身体に障害のある児童 (20 歳未満) で障害児福祉手当を受けていない児童の保護者	
●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3)	

## 4 高梁市における障害福祉サービス

★サービス名	内 容
対 象 者 等 と 相 談 窓 口	
1. 福祉移送サービス	<p>障害がある方の外出や社会参加を容易にするために、車で目的地まで送ります。利用する場合は、年会員としての登録が必要です。</p> <p>他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な方で、身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持されている方が対象です。 ※人工透析の場合は、地域によって利用料金が異なります。 (年会費 1,000 円、移動時間 30 分当たり 500 円、待ち時間 1 時間当たり 500 円)</p> <p>●窓口：高梁市社会福祉協議会 (TEL 2 2-7 2 4 3 FAX 2 2-0 8 4 5)</p>
2. 配食サービス	<p>週 1～4 回宅配による食事の提供と安否確認を行っています。</p> <p>一人暮らしの障害者・障害者のみの世帯であって、調理等が困難な方が対象です。 (利用負担金：1 食 450 円)</p> <p>●窓口：高梁市社会福祉協議会 (TEL 2 2-7 2 4 3 FAX 2 2-0 8 4 5)</p>
3. 心身障害者医療	<p>心身障害者に対して、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を給付します。</p> <p>①～③のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①身体障害者手帳 1 級または 2 級を持たれている方 ②療育手帳 A を持たれている方 ③身体障害者手帳 3 級と療育手帳 B の両方を持たれている方</p> <p>ただし、年齢制限(※注 1)及び所得制限(※注 2)があります。</p> <p>※注 1 65 歳未満の方 (65 歳以上の方で平成 18 年 10 月 1 日現在資格のある場合は引き続き受給資格があります。)</p> <p>※注 2 対象者の世帯に老齢福祉年金の所得制限を適用</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3) 及び各地域局 協働推進係</p>

★サービス名	内 容
対 象 者 等 と 相 談 窓 口	
<b>4. ヘルプマーク・ヘルプカード</b>	<p>援助や配慮を必要としている方に配布することで、周囲の者の理解や援助等を促します。</p> <p>市内に居住し、マーク・カードを使って援助等の提供を求めていることを知らせたい方が対象です。(障害者手帳等を持たれていない方も対象となります。)</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3) 各地域市民センター及び各地域局 協働推進係</p>
<b>5. ほっとパーキング おかやま駐車場 利用証</b>	<p>岡山県と契約した施設の身体障害者用駐車場を、優先的に利用できるように駐車場利用証を交付します。</p> <p>①～③のいずれかの障害手帳を持たれている方が対象です。</p> <p>①身体障害者手帳 視覚障害(1級～4級)、平衡障害(3級・5級)、内部障害(1級～4級) 肢体不自由(上肢1級～2級)(下肢1級～6級)(体幹1級～5級) 運動機能障害(上肢1級～2級)(移動1級～6級)</p> <p>②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>※なお、高齢の方・難病の方・妊産婦等も交付対象となる場合があります。</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3) 及び各地域局 協働推進係</p>
<b>6. 巡回更生相談</b>	<p>車椅子や補聴器等の補装具の交付・修理等のご相談に利用いただけます。専門の医師等が相談に応じます。</p> <p>肢体、聴覚の身体障害者手帳を持たれている方が対象です。</p> <p>相談は無料。ただし、補装具の交付・修理は自己負担が必要な場合があります。</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3) 及び各地域局 協働推進係</p>
<b>7. 人工透析者の交通費助成</b>	<p>人工透析で通院している方に、交通費の半額を助成します。(上限あり)</p> <p>人工透析のために月3回以上通院治療をしている方が対象です。</p> <p>バス及び鉄道運賃の半額、または福祉移送サービス利用料の半額。<b>その他交通手段(自家用車、介護タクシー)の場合は自宅から医療機関までの往復距離に車賃(1kmあたり37円)を乗じた額の半額。</b>ただし月当たり上限額10,000円。</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係 (TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3) 及び各地域局 協働推進係</p>

★サービス名	内 容
対 象 者 等 と 相 談 窓 口	
<b>8. 意思疎通支援事業</b>	<p>公的機関での手続きや病院での受診等日常生活で手話通訳や要約筆記が必要な場合、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p> <p>市内に居住し、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者が対象です。</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3） 及び各地域局 協働推進係</p>
<b>9. 在宅酸素療法者の電気料助成</b>	<p>酸素濃縮装置の電気料の一部を助成します。</p> <p>①～④のすべてに該当する方に、月額 600 円～1500 円を助成します。</p> <p>①高梁市に住民票がある方 ②対象とする月に 1 6 日間以上入院していない方 ③施設に入所していない方 ④交付申請月の属する年度(4 月～6 月にあっては前年度)における市県民税非課税世帯に属する方</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3） 及び各地域局 協働推進係</p>
<b>10. 難聴児の補聴器購入費等助成</b>	<p>軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。</p> <p>身体障害者手帳の交付の対象とならない 1 8 歳未満の難聴児で、医師が補聴器等装用の必要性を認めた方が対象です。</p> <p>※なお、同一世帯員のうち、市県民税所得割額の最多納税者の当該納税額が 4 6 万円以上の場合は対象外です。</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3） 及び各地域局 協働推進係</p>



★サービス名	内 容
<b>対 象 者 等 と 相 談 窓 口</b>	
<b>11. Net119 緊急通報システム</b>	<p>聴覚や音声・言語機能等の障害がある方、または音声による緊急通報に不安のある方のための緊急通報システムです。スマートフォンや携帯電話等の画面から救急や火災等の119番通報ができます。</p> <p>市内に在住または在勤・在学の方で、聴覚や音声・言語機能等に障害がある方や、音声による緊急通報に不安のある方が対象です。</p> <p>※なお、サービスを利用する前に登録手続きが必要です。</p> <p>●窓口：消防本部 警防課（TEL 21-0124 FAX 21-0130） 福祉課 障害福祉係（TEL 21-0284 FAX 23-1433）</p>
<b>12. 電話リレーサービス</b>	<p>聞こえない人と聞こえる人を「電話」でつなぐ公共インフラで、緊急通報への発信も可能。</p> <p>聞こえない人（聴覚や発話に困難がある人）と、聞こえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、聞こえない人からも、聞こえる人からも発信が可能です。</p> <p>●利用方法・聞こえない人は事前登録が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話リレーサービス用の電話番号が付与され、利用できるようになります。</li> </ul> <p>●利用料金・聞こえない人から発信：登録時に選んだ利用料金（月額料なし・月額料あり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞こえる人から発信：IP電話(050番号)へ発信する際の通話料。</li> </ul> <p>●窓 口 ・「利用登録について」：総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 （一財）日本財団電話リレーサービス (<a href="https://nftrs.or.jp/">https://nftrs.or.jp/</a>) TEL) 03-6275-0912 Fax) 03-6275-0913 Mail) <a href="mailto:info@nftrs.or.jp">info@nftrs.or.jp</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「制度について」：総務省 電気通信消費者相談センター TEL) 03-5253-5900</li> </ul>

## 5 障害者総合支援法による福祉サービス

窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3）  
及び各地域局 協働推進係

利用料：原則サービス料の1割（所得額による負担上限があります）

対象者：身体・知的・精神・発達障害、難病の方でサービスの利用を希望する人  
障害支援区分の認定が必要です。

サービス名		内 容
自立支援給付 介護給付	1. 居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーの派遣により、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事援助等を行います。
	2. 重度訪問介護	ホームヘルパーの派遣により、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	3. 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	4. 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	5. 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	6. 短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（医療ニーズの高い重症心身障害児者については、成羽病院等の医療機関でも短期入所を利用することができます。）
	7. 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	8. 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	9. 施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

対象者：身体・知的・精神・発達障害、難病の方でサービスの利用を希望する人  
 ここからのサービスは障害支援区分の認定は一部を除いて必要ありません。

サービス名		内 容
訓練等給付	1. 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
	2. 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	3. 就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
	4. 共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、相談や日常生活上の援助を行います。
	5. 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	6. 自立生活援助	施設等を利用していた障害者で1人暮らしをする人に、定期的な訪問を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
★サービス		対象者
内 容		
自立支援給付	1. 更生医療	18歳以上の身体障害者手帳を持たれている方  身体障害者の日常生活能力、社会生活能力、職業能力を回復するために医療を受ける必要があると認定された人に対し、指定自立支援医療機関で障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を支給する制度です。自立支援医療における世帯の所得に応じて負担があります。 主な例：腎臓（透析・腎移植）、視覚（角膜移植）、聴覚（人工内耳）、 肢体不自由（人工関節置換）、心臓（弁置換）など
	2. 精神通院医療	通院による精神医療を継続的に要する病状にある方  精神疾患の治療のために指定自立支援医療機関で通院による精神医療を受ける必要があると認定された人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行い、自立支援医療における世帯の所得に応じて負担があります。
	3. 育成医療	身体に障害を有する児童（18歳未満）  18歳未満の身体に障害のある児童（治療を行わないと、将来障害を残すと認められる児童を含む）が、指定自立支援医療機関において、生活していくために不可欠となる特定の医療を受ける制度です。自立支援医療における世帯の所得に応じて負担があります。
補装具	1. 補装具費の支給	身体障害者手帳を持たれている方  身体障害者（児）の、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするため、補装具を交付（修理）します。障害により品目が異なります。なお、岡山県身体障害者更生相談所の判定が必要なものもあります。 主な補装具の例：視覚・・・義眼、矯正眼鏡、視覚障害者安全つえ など 聴覚・・・補聴器、人工内耳（修理のみ） 肢体不自由・・・義手・義足、車いす、装具（上肢・下肢・体幹）など

★サービス名	対象者
	内 容
1. 日常生活用具の給付	当該用具を必要と認められる重度の障害者等
<p>障害者（児）が家庭での日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。障害により品目が異なります。</p> <p>主な日常生活用具の例：視覚・・・・・・・・・・・・・・・・・・視覚障害者用時計 視覚障害者用拡大読書器 ストマ造設者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ストマ用装具（消化器系、尿路系） 下肢・体幹２級・・・・・・・・・・・・・・・・・・特殊寝台、入浴補助用具 呼吸器機能等・・・・・・・・・・・・・・・・・・電気式たん吸引器 平行５級・下肢・体幹４級・・歩行支援用具</p>	
2. 外出ガイドヘルプ	外出時の支援が必要と認められる障害者等
<p>単独では外出困難な障害者等が、社会生活上必要な外出や、社会参加のための外出、余暇をすすめる際に、ヘルパーが付き添います。</p>	
3. 地域活動支援センター	身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を持たれている方
<p>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。</p>	
4. 福祉ホーム	住居を必要とする人
<p>低額の料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。</p>	
5. 日中一時支援	日中での介護者等の不在により、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害者（児）等
<p>障害者等の家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害者（児）の日中における活動の場を確保します。</p>	
6. 成年後見制度利用支援	成年後見制度の利用申立て及びそれに要する費用の助成を行います。また、後見人等の報酬の助成を行います。
<p>判断能力が不十分な６５歳未満の知的障害・精神障害者であり、次の①、②のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①生活保護法に基づく要援護者の方 ②費用を負担することが困難な低所得者の方</p>	

地域生活支援事業

※注） ホームヘルパーの派遣、ショートステイ（短期入所）事業、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付は介護認定を受けることで介護保険給付の対象となる場合は、介護保険での給付が優先されます。

## 6 児童福祉法による障害児を対象とした福祉サービス

窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 21-0284 FAX 23-1433）  
及び各地域局 協働推進係

（ただし、障害児施設入所については倉敷児童相談所 高梁分室 TEL 21-2833）

サービス名	内容	
障害児通所支援	1. 児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	2. 医療型児童発達支援	未就学の障害児（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
	3. 放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
	4. 保育所等訪問支援	保育所等を利用中及び利用予定の障害児に対して、訪問により集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
	5. 居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障害等の状態にある障害児に、障害児の居宅を訪問することで発達支援を行います。
障害児入所支援	6. 福祉型（医療型） 障害児入所施設	障害のある児童を入所により、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与、訓練を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、あわせて治療を行う「医療型」があります。

## 7 障害者団体

窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3）  
及び各地域局 協働推進係

★団 体 名
対象者及び主な活動目的
<p><b>1. 高梁市身体障害者福祉協会</b></p> <p>高梁市内の身体障害者の相互親睦等による福祉の増進を目的として結成された団体であり、令和5年度の会員数は188名となっています。</p> <p>&lt;対象者&gt; 高梁市内に居住されていて、身体障害者手帳を持たれている方。</p> <p>&lt;主な活動&gt;</p> <p>① 高梁市障害者スポーツ大会の開催 市内の障害者がスポーツ大会に参加することにより障害者相互の親睦、社会の障害者に対する理解を深めることを目的とした大会です。</p> <p>② 中四国身体障害者福祉大会への参加 身体障害者の自立と社会参加を目的とした中四国身体障害者福祉大会へ参加しています。毎年、希望者の方が開催地に宿泊して有意義で楽しい時間を過ごされています。</p> <p>③ 特典 会員同士の交流の機会がたくさん用意されており、障害に関連した様々な情報を交換することができます。</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3） 及び各地域局 協働推進係</p>
<p><b>2. 高梁市手をつなぐ親の会</b></p> <p>障害児・者の親たちや会の活動に賛同する者で組織。共通する悩みをもつ親たちの親睦を図るとともに、悩みを解消する諸施策や研究等の活動を行っています。</p> <p>●窓口：福祉課 障害福祉係（TEL 2 1-0 2 8 4 FAX 2 3-1 4 3 3）</p>
<p><b>3. 精神障害者家族会（たかはし会）</b></p> <p>精神障害者とその家族の会。お互いの悩みを語り合いながら親睦を深め、当事者の社会参加を応援し、生き生きと安心して暮らせる地域づくりを目指す活動を行っています。</p> <p>●窓口：健康づくり課（TEL 2 1-0 2 2 8 FAX 2 1-0 4 2 3） 及び各地域局 協働推進係</p>